

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

カンボジア人権報告書 2019 年版

概要

カンボジアは、選挙に基づく議院内閣制を採る立憲君主国である。与党のカンボジア人民党（Cambodian People's Party : CPP）は 2017 年に最大野党の活動を禁止し、2018 年 7 月に実施された国政選挙で 125 議席の国民議会の全議席を獲得した。フン・セン首相は選挙での勝利前に在位年数がすでに 33 年に達していた。外国政府及び海外の非政府組織（NGO）を含む国際監視団や国内 NGO は、この選挙について自由と公平性を欠き、カンボジア国民の意思を反映していないと批判している。

カンボジア国家警察（Cambodian National Police : CNP）が国内の治安を維持している。カンボジア王国軍（RCAF）が対外安全保障を担当し、国内治安もある程度担っている。CNP は内務省（Ministry of Interior）の配下であり、RCAF は国防省（Ministry of National Defense）の配下にある。文民当局は、治安部隊に対する実質的な統制を維持しているが、治安部隊はフン・セン首相に反対する人々を武力で威嚇することがあり、与党 CPP の武装部隊と見なされている。

人権に関する重大な問題として、政府による拷問、政府による恣意的な勾留、政治犯、蔓延する電子媒体の監視を含む国民の私生活への恣意的な干渉、司法の独立性の欠如、検閲及び名誉毀損法の選別的な執行、平和的な集会の権利及び結社の自由の侵害、政治参加の制限、司法を含む汚職の蔓延、人身売買、児童の強制労働の使用などが挙げられる。

刑事訴追免責の風土が続いている。信憑性の高い報告によると、警察を含む政府の職員は虐待を行いながら、刑事免責が適用され、政府も大半の事案についてほとんど又は全く措置を講じていない。一般的に政府職員及びその家族は訴追を免除される。

第 1 節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など

a. 恣意的な生命の剥奪及び他の法に基づかない又は政治的動機による殺害

2019 年 12 月現在、政府又は政府機関が恣意的若しくは違法な殺害を行っていることが報告されている。

2019 年 10 月現在、2018 年 3 月のクラチエ州（Kratie Province）での暴動の事件で逮捕された容疑者はいない。この事件では数十年前に土地が天然ゴム・プランテーションに移譲されたことに抗議する人々に向けて、治安部隊が発砲した。数社の報道機関は、死者 2～6 人、負傷者 40 人と報じた。暴動発生の直後に、政府は地元の報道機関に報道内容を「訂正」するよう命じた。4 つの NGO 及び国連人権高等弁務官事務所（UN Office of the High Commission on Human Rights : OHCHR）は調査委員会を結成し、現地を視察した。同委

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

員会により、会社が土地の境界線を定め、翌日、150名の兵士、軍警察及び警官が村人の住居を焼き払ったため、村人は幹線道路を閉鎖して、放火を即刻止めるよう要求したことが判明した。OHCHRの報告によると、治安部隊は村人を追い払うために発砲した。

OHCHRは、治安部隊が発砲現場を封鎖したため、確かな死傷者数は不明であることを認めている。

事件後、クラチエ州知事のサー・チャムロン（Sar Chamrong）は治安部隊が抗議者に発砲したという報道内容を否定した。国家警察の報道官であるカート・チャンタリス（Kirt Chantharith）が主張するところでは、村民が自家製ライフルで7人もの警官に負傷を負わせた一方、わずか2人の村民が発砲ではなく、竹棒で軽傷を負っただけとのことである。

法律は、警官による虐待を含めてすべての苦情を調査することを警察、検察官及び裁判官に義務付けているが、実際には政府職員と家族には人権侵害に関する免責がある。裁判官及び検察官が独立した調査を行うことは稀である。虐待の事案が訴追された場合、通常、裁判長は警察の報告書と証人の証言のみに基づいて判決を言い渡す。一般的に、警官は人権の擁護又は尊重に関する職業訓練をほとんど受けていない。

b. 失踪

2019年内に政府当局又はその代理者による失踪は報告されなかった。2017年に、シエムリアップ（Siem Reap）州のクロベイリエル（Krobei Riel）町で高名な修行僧であり社会活動家でもあるメアス・ヴィチェット（Meas Vichet）師が治安当局者に拘束された後、姿を消した。2019年前半に、ヴィチェットは路上を徘徊しているところを目撃された。2019年10月現在、ヴィチェットは家族と共に暮らし、精神疾患の治療を受けている。

c. 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

憲法はこうした慣行を禁じているが、警察の被勾留者及び受刑囚に対する殴打並びにその他の形態の身体的虐待は2019年を通じて報告されている。

軍職員及び警察職員が刑事事件の被勾留者に対し、特に尋問中に身体的及び心理的な虐待を行い、時に激しく殴打しているという信憑性の高い報告がある。例えば、2019年4月18日に、活動家でカンボジア救国党（Cambodia National Rescue Party : CNRP）の元公選コミュニティ評議員の息子の Tith Rorn が、逮捕された72時間後に死亡した。彼の家族と事件を調査した地元 NGO は、彼が刑務官によって殴打されたと結論付けた。当局は公式にその死を事故と宣言し、Rorn は重度に酩酊した状態で転倒して頭を打ったと主張した。薬物所持の疑いで2019年5月29日に逮捕された Eng Rotha は、尋問中に軍警察によって激しく殴打された。彼の妻は、殴打の後に病院にいた彼を見舞った際に夫の怪我の写真を密かに撮影した。Freedom House の報告によれば、容疑者と受刑囚の拷問は頻繁にあり、治安部隊は勾留中の容疑者に対して過剰な武力を用いると非難されることが多い。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所の状況は依然として劣悪で、生命を脅かす状態であることも多い。

物理的状況：過密収容が問題となっている。内務省刑務総局（General Department of Prisons : GDP）によると、2017年、収容定員11,000名の29カ所の刑務所に26,000人以上の受刑囚及び被勾留者が収容されている。GDP職員の報告によると、政府の「麻薬戦争」が過密収容を悪化させている。GDPは最新の数値の公開を拒否している。しかし、2019年7月に地元の報道機関は32,087人の受刑囚がいると報道した。

ほとんどの刑務所では、成人と未成年の受刑囚（収監中の母親と共に暮らす子どもを含む）、重犯罪の受刑囚と軽犯罪の受刑囚、又は公判前の被勾留者が区別されていない。報道機関によれば、2019年7月に2,885人の女性が収監され、その内33人は妊娠中であり、114人は3歳未満の子どもと一緒にであった。

2019年10月現在、GDPは刑務所での死亡者数を報告していない。

地元のNGOは、多くの場合、食糧その他の必需品の割当額が不十分だと主張している。当局が受刑囚の食糧手当を横領し、それが栄養不良や疾病の悪化につながっているとの監視団の報告が続いている。当局は、受刑囚が清潔な水を利用できる刑務所の数について最新の数値を示していないが、2016年、29カ所の刑務所のうち清潔な水を提供しているのは18カ所である。刑務所には精神障害者又は身体障害者のための適切な設備が整備されていない。NGOによると、当局は家族が賄賂を支払うことができる受刑囚に訪問者とのより頻繁な面会、より良い監房への移動、日中に監房を出る機会を認めるなどの特別待遇を与えている。地元NGOによると、刑務官が組織及び指示する受刑囚集団である「受刑囚自主管理委員会」が他の受刑囚を暴力で攻撃することもある。NGOの報告によると、受刑囚による違法薬物の使用は頻繁にあり、これは刑務官に賄賂を渡すことで可能になっている。

カンボジアには、政府が運営する薬物中毒治療のための更生施設が7カ所、民間施設が3カ所ある。こうした施設の被勾留者の大半は警察や家族によって適正な手続きを経ずに本人の意思に反して入所させられ、収容されているとほとんどの監視団は見ている。国家薬物対策局（National Authority for Combating Drugs）によると、18歳未満の被勾留者はいない。監視団は、更生施設の職員が身体的拘束を行って被勾留者を管理し、過酷な身体的訓練を強要することが頻繁にあると述べている。

運営：刑務所のオンブズマン設置に関する法律の規定はない。受刑囚は、虐待についての苦情を弁護人を通して司法当局に申し立てることができるが、多くの受刑囚及び被勾留者は法定代理人を雇う金銭的余裕がない。政府はGDPを通じて苦情の調査と刑務所及び収容施設の状況の監視を行っていると述べ、報告によるとGDPは刑務所の運営に関する報告書

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

を年2回作成している。しかし、GDPは市民社会団体の再三の要求にもかかわらず、報告書を発表していない。

当局は、受刑囚及び被勾留者が訪問者と定期的に面会することを認めているが、権利団体は家族が受刑囚の面会又は食糧その他の必需品の差し入れのため、刑務官に賄賂を渡さなければならないときがあることを確認している。受刑囚が法廷又は控訴尋問に出廷するときや、刑期満了の受刑囚が出所するとき、又は受刑囚が監房を出るときに、刑務官が事前に賄賂を要求しているという信憑性の高い報告がある。NGOは受刑囚間の罰の不平等について報告し、裕福な受刑囚が貧しい受刑囚と比べて良い扱いを受けていると指摘した。地元のNGOの報告によると、刑務官から特別待遇を受けている裕福な受刑囚が少なくとも5人存在する一方、特に人権活動家など、苛酷な扱いを受けている受刑囚もいる。2016年の政治的に微妙な内容のフェイスブック投稿によって1年間収監されていた学生であるクン・ライヤ（Kung Raiya）は、別のフェイスブック投稿によって2019年7月9日に逮捕された。刑務官が面会者からの書籍の受け取りを禁じたことや監房から出ている時間を十分に与えなかったことを受けて、彼は刑務所内で2日間のハンガー・ストライキを行った。

独立監視：政府は、前提条件及び制限を課した上で、赤十字国際委員会（International Committee of the Red Cross : ICRC）及びOHCHRを含む国内外の人権団体が刑務所の訪問又は刑務官への人権に関する研修を行うことを認めている。一部のNGOの報告によると、限定的ながらも地元当局の協力は得られるが、例えば公判前の被勾留者との面会は難しいとのことである。

こうした傾向は、公判前に1年間刑務所に勾留され、その間、当局からは彼の妻と弁護人の面会しか許可されず、2018年9月に自宅軟禁に移された野党党首のケム・ソカ（Kem Sokha）の事件など、注目を集める事件の場合に特に顕著である。家族がICRCによる面会を要求したにもかかわらず、被勾留者と直接接触しないことなど、そうした面会を許可する条件は家族にとって受け入れ難いものであった。自宅軟禁に移された後でさえ、政府は面会を彼の妻と弁護人に制限し、2019年11月の自宅軟禁制限を解除するまで、外交使節団と国連によるケム・ソカへの接触を求める複数回の要請を拒否した。

内務省は、弁護人、人権監視団体及びその他の面会人が受刑囚と面会する際は事前に許可（多くの場合、事案によって複数の政府機関の許可）を得ることを義務付け、刑務所の訪問における「役割」を詳述した正式な覚書への署名をNGOに要求することもある。

地元の独立監視団体の中には受刑囚と非公開で面会できる団体もあれば、できない団体もある。受刑囚の治療を行っている現地の人権NGOの報告によると、政府は野党党员である既決囚との面会要請を拒否することがしばしばある。別のNGOの報告によると、政府は同NGOが政治的偏見を持ち、政治犯の受刑囚を煽るために面会を利用していると非難してい

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

る。OHCHR の代表の報告によると、特定の受刑囚に聞き取りを行う際は、たいていの場合、刑務所を訪問し、個人的に面談することができるとしている。

d. 恣意的な逮捕又は勾留

法律は恣意的逮捕及び勾留を禁止し、公判前勾留を最大 18 カ月に制限している。しかし政府は、元 CNRP 党首ケム・ソカの恣意的勾留が法的制限を大きく超えたことから明らかなように、場合によってこの禁止を尊重していない。2019 年 11 月現在、ケム・ソカは 26 カ月間の公判前勾留後に政府が部分的に司法的制約を解除して事実上自宅軟禁から解放したが、外国渡航や政治活動への関与は認められていない。さらに、彼に対する反逆罪の起訴は維持されており、彼は引き続き裁判所の監視下にある。

逮捕手続及び勾留中の取扱い

法律は、容疑者を現行犯で逮捕する場合を除き、逮捕する前に捜査判事から令状を取得することを警察に義務付けている。法律は、警察が容疑者を起訴又は釈放する前に、週末及び政府の休日を除き、48 時間拘束して捜査を行うことを認めている。法律に規定する特別な状況の重罪の場合、警察は検察の許可を取得した上で、容疑者をさらに 24 時間拘束することができる。しかしながら、当局は容疑者を起訴する前にいつも決まって長期間にわたって勾留している。

保釈制度はあるが、特に法定弁護人が付いていない被勾留者の多くは、保釈を求める機会がない。当局は常に、政治的に微妙な事案については保釈を認めていない。

恣意的な逮捕：2019 年 10 月現在、地元の人権 NGO は、少なくとも 29 人が関係する恣意的な逮捕を報告している。農村地域の被害者は人権 NGO の事務所に外向くことが困難であるか、家族の安全を懸念して苦情を申し立てない者が多いため、恣意的な逮捕及び拘束の実際の件数はこれを上回る可能性がある。当局は、不法な拘束に責任を負う者に対して法的措置又は懲戒処分を行っていない。

2019 年 7 月、政府は精神衛生障害を持つ 48 人の患者を過密なプリー・スペウ（Prey Speu）社会問題センターからカンダール州（Kandal Province）の精神衛生更生センター（Mental Health Rehab Center）に移送した。2018 年 7 月、プリー・スペウ（Prey Speu）で当局は、2017 年のプノンペン市政府による 1,727 人のホームレス、物乞い、精神障害者、売春に関与する者の一斉検挙の後、585 人の拘束を続けていると報告している。当局は当初、262 人の子どもを含む 1,560 人を十分な医療措置や食糧を与えないまま、プリー・スペウに収容していた。社会問題・退役軍人・青少年更生省（Ministry of Social Affairs, Veterans, and Youth）が運営するこの施設は虐待で知られている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

裁判前の勾留：法律に基づき、警察は容疑者を逮捕し、弁護人との面会を許可するまで最長 24 時間拘束することが認められているが、当局は弁護人や家族との面会を許可するまで数日間にわたって被勾留者を隔離した状態で拘束することが常態的にある。政府職員によると、こうした長期にわたる拘束は裁判制度の処理能力が限られているという理由であることが多い。法律は、軽犯罪については最長 6 カ月、重罪については 18 カ月の公判前勾留を認めているが、NGO の報告によれば、当局は法的上限を超えて一部の容疑者を公判前勾留している。当局は、法定弁護人を付けずに公判前勾留を行うことがある。

被勾留者が法廷で勾留の合法性に異議を唱える能力：未処理訴訟件数と司法判断の大幅な遅延が、勾留の法的根拠又は恣意性について法廷で異議申し立てを行う容疑者の権利の妨げとなっている。

e. 公正な公判の否定

憲法は、司法の独立を規定しているが、政府は司法の独立性を尊重していない。実際のところ、政府は裁判所に対して広範な支配力を行使し、裁判所の判断は政治的影響を受けることが多い。最高裁判所長官を含む、全階層の司法官は同時に与党での地位を占めることが多く、監視団は CPP 又は行政府との関係を持つ者だけが裁判官に任命されると主張している。裁判の結果があらかじめ確定していると思われることもある。例えば、フン・セン首相は、2017 年に最高裁判所が最大野党である CNRP の解党について審理を行う直前に、裁判所が同党の解党を決定することを「99.99%確信している」と宣言している。

裁判官、検察官及び裁判所職員の間には汚職が蔓延している。司法府は極めて非効率的で、適正な手続きを保証することができない。

監視団は、カンボジア弁護士協会（Bar Association of Cambodia）が CPP と関係のない弁護士及び反対派の弁護士を犠牲にして、CPP 派弁護士の入会に特別な優遇措置を与え、所属政党のみを理由に弁護士資格のない者を入会させることもないと主張している。公平な立場の専門家は、弁護士協会の入会申込者の多くが多額の賄賂を支払っていることを明らかにしている。

NGO の報告によると、裁判官と法廷の不足が多くの事件の裁判を遅延させる原因となっている。NGO は、裁判所職員が自らの金銭的利益につながる可能性のある事件に重点を置いていると考えている。裁判の遅延又は腐敗の慣行のために、被疑者が訴追を免れることがよくある。広く疑われているところによれば、治安部隊の隊員を含む、富裕層又は権力を持つ被疑者は刑事訴訟を取り下げてもらうために被害者及び当局に金銭を支払うことが多い。このような嫌疑を支える証拠として NGO の報告があり、裕福な被疑者が注目を集めた逮捕の報道後に自由な身で公共の場に姿を現す事例があり、その後そのような事件の裁判の経過や最終的な結果についての報道は行われていない。当局は、被害者又はその家族に

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

刑事告発を取り下げるか、証人として出廷することを断念する代わりに金銭的補償を受け入れるよう促すことがある。

裁判手続

法律は、公正な公開裁判を受ける権利を規定しているが、司法はこの権利をほとんど執行していない。

被告人は法律により自らに対する容疑を直ちに知らされることが義務付けられ、推定無罪が認められ、控訴する権利を与えられているが、司法手続よりも賄賂に頼ることが多い。裁判は必ずしも公開ではなく、法廷の官僚主義のため、しばしば遅延する。被告人は自らの裁判に出廷し、弁護人と相談し、自らに不利な証人と対峙して質問し、自らに有利な証人と証拠を提示する権利がある。しかし、裁判所は法律で認められる形で被疑者欠席で有罪を言い渡すことがある。重犯罪については、被告人が弁護人を付けることが金銭的に難しい場合、法律は被告人に無償で法定弁護人を提供することを裁判所に義務付けている。しかし、司法は法定弁護人を常に提供することはできず、被告人の大半は NGO、無料奉仕の弁護人に支援を求めるか、「任意で」法定弁護人を付けずに法的手続きを進めている。重犯罪の事件で必要な弁護人が不在の場合、裁判所は被告人が法定代理人を確保できるまで休廷することがしばしばあるが、そのプロセスは数カ月かかることが多い。裁判は一般的に形式的で、通常、幅広い反対尋問を行うことはない。NGO の報告によると、多くの場合、証人及び被告人の宣誓供述書が裁判に提出される唯一の証拠となっている。裁判所は無償の通訳を提供する。

訓練を受けた弁護士は、特に首都以外の地域で極度に不足している。公正な公開裁判を受ける権利は、弁護人を確保する手段を持たない者には事実上否定されている。国際法律委員会（International Commission of Jurists）の報告によると、弁護士協会への入会に高額な賄賂が必要であることが、十分な訓練を受けた弁護士が少数にとどまっている要因の 1 つであり、それが合法又は違法のいずれかの手段で得られる弁護士の収入引き上げに寄与している。

当局は殴打又は脅迫によって自白を強要するか、非識字者の被告人に内容を告げずに自白書への署名を強要しているとされている。裁判所は、法律で禁じられているにもかかわらず、強制的な自白を裁判で証拠として採用している。2016 年 11 月 1 日から 2017 年 10 月 31 日まで控訴審を観察した人権 NGO によると、558 人の被疑者が関わる 340 件のうち、20 人の被疑者が脅迫によって、40 人が拷問によって自白を強要されている。州刑務所からプノンペンへ控訴裁判所までの移送が困難であるため、控訴審に出廷する被告人は全体の半数以下にとどまっている。

政治犯及び政治的理由により勾留された者

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2019年10月現在、地元の人権 NGO の推定によると、当局が拘束している政治犯又は政治的理由により勾留された者は少なくとも 65 人である。そのうち 56 人は「国家への反逆の企て」又は「国家への攻撃」が起訴理由となっており、これは民間人の場合 10 年以下の禁固刑となる（公務員の場合はさらに長期）。このような起訴は、当該個人が野党 CNRP 指導者サム・ランシー（Sam Rainsy）が亡命から帰国する可能性があった時期に公のデモを計画した容疑や、ランシー又は CNRP を支持する声明をソーシャル・メディアに投稿したことを根拠としている。さらに 48 人が同様に起訴されているが、逮捕はされていない。NGO は、このような起訴は、その他の大半の政治犯に対して向けられている「扇動」罪（刑期は 2 年以下）の容疑と比べて厳しいものであると警告している。

2019年11月10日、政府はケム・ソカに対する司法的制限を部分的に解除し、それまで事実上の自宅軟禁から解放した。ソカは、反逆の容疑によって 2017 年に逮捕された後、26 カ月にわたって公判前勾留された後に自宅外への移動が認められたが、これは法律で認められた最長期間の 18 カ月を 8 カ月上回っていた。2019年11月現在、ソカは政治的権利を行使することが認められておらず、国外への移動を制限されている。政府の主張するソカの容疑は、彼がオーストラリアの聴衆に対し、彼の政党が外国人専門家の助言を受けて組織している草の根運動について述べている 2013 年の動画を中心根拠としている。これは外国がカンボジア国内での「カラー・レボリューション」を扇動する方法をソカに指導したことを「自白」するものであると政府は主張している。法律専門家は、政府の捜査はまったく進展していないと述べている。2018年9月、政府はソカを刑務所から自宅軟禁状態に移行させたが、同国の法律では「自宅軟禁」の法的根拠はない。当局は、ソカが自宅周囲の半径概ね 3 ブロックの範囲から出ること、CNRP の幹部、ジャーナリスト及び外国人と会うこと、政治的活動又は集会に参加することを禁じている。

国外に所在する者に対する政治的動機に基づく報復行為

政府が国外にいる特定の個人に対する報復として、政治的動機による目的のために国際法の執行手段を悪用しているとの信頼できる報告があった。2019年6月、カンボジア語翻訳者・調停者の Rath Rott Mony が、子どもの性的人身売買に関するドキュメンタリー映画プロジェクトに関与したとの理由で 2 年の禁固刑を言い渡された。彼は 2018 年にバンコクで逮捕され、カンボジア当局の要請によって引き渡された。現地 NGO と国際 NGO は、この逮捕と有罪判決は、政府にとって恥ずべき問題の真実の露見のみを理由とした政治的動機による報復だと非難した。

民事上の訴訟手続及び救済方法

カンボジアは、民事事件を審理する制度を定めており、国民は人権侵害による損害賠償を求める訴訟を提起する権利を有する。一定の行政的・司法的救済を受けることができる。しかし、NGO の報告によれば、腐敗と政治的支配に起因した市民の司法制度への不信感により、多くは訴訟の提起を思いとどまり、当局は裁判所命令を執行しないことが多い。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

財産の回復

クメール・ルージュ政権下で行われた多くの国民の集産主義化と強制移住により、土地の所有権が不明瞭になっている。土地法は、2001年の財産回復法の公布前の5年間にわたって私有地又は国有地（公園などの公共の土地を除く）を平和的に保有するか、国有の建築物に居住している者は、それに対する異議申し立てがない場合、その財産の確定的権原を申請する権利を有すると定めている。しかし、大多数の国民は依然として土地所有に関する正式な書類を取得する知識と手段がない。

州及び郡の土地管理局は依然として2001年以前の土地登録手続きに従っており、そうした手続きには土地の正確な測量や一般の意見を聴取する機会が含まれていない。明確な権原がない中での土地投機により、すべての州で激しい紛争が発生し、貧しい農村地域社会と投機家との間で緊張が高まっている。都市の地域コミュニティの中には商業的な開発プロジェクトのため強制退去を迫られているところがある。

当局による住民の係争地からの強制的な移住は続いているが、この数年、その件数は減少している。貧しく弱い立場の住民に訴訟や立ち退きをほのめかして威嚇し、市場価格を下回る価格で土地を売却させる者もいる。地元NGOによると、2019年6月現在、新たに35件の土地収用と強制的な立ち退きが発生し、2,516世帯が影響を受けている。

f. 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は違法な干渉

法律は、住居及び通信のプライバシーを定めており、違法な搜索を禁じているが、NGOの報告によると、警察は日常的に令状なしに搜索及び押収を行っている。政府は日常的に、野党幹部や市民社会指導者の私的な通信や録音した電話の会話を政府寄りの報道機関に漏らしている。2019年9月、2人のCNRP党員が、フェイスブックに政府を批判する投稿を行った後に逮捕され、扇動及び名誉毀損で起訴された。警察は後日、裁判所で彼らの私的な会話を読み上げた。現地当局が地域コミュニティを基盤とする組織や組合の事務所に侵入して捜査を行っているとは報告されている。

第2節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など

a. 言論及び報道の自由

憲法は、報道の自由を含む表現の自由を定めている。しかし、2017年以後、政府は国内の独立系ニュース報道機関及び反対意見を排除する持続的なキャンペーンを実施し、表現の自由に対する制約をますます強める立法を行ってきた。多くの個人と機関で広く自己検閲が行われていると報告されている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

表現の自由：憲法は、治安に悪影響を及ぼす場合を除き、表現の自由を認めている。憲法はまた、国王は「不可侵」とであると宣言し、刑事名誉毀損法を施行する内務省指令はかかる制限をあらためて表明し、出版社及び編集者が国王、政府指導者、公的機関を侮辱又は名誉毀損する記事を広めることを禁じている。

選挙法は、政治運動中に市民社会団体が「中立」を保つことを義務付け、報道により政党を「侮辱する」ことを禁じている。選挙運動法は、選挙に参加する党を平等に報じることが報道機関に義務付けているが、**2018**年の選挙時に同法が執行されたことを示す証拠はなく、報道機関は **CPP** を他の政党よりもはるかに大きく取り上げている。

政府は、刑法に基づいて虚偽情報の拡散及び扇動の罪で国民を逮捕及び起訴している。この罪状で有罪となった場合は **3** 年以下の禁固刑が科される。裁判所は罰金を命じることもあるが、支払えない場合は禁固刑が科される可能性がある。警察と裁判所は「扇動」を幅広く解釈し、その結果、**2019** 年内に **40** 人以上がソーシャル・メディアに投稿された言明を理由に逮捕された。

2018 年 **2** 月、政府は新たな大逆罪（王室侮辱罪）を採択し、その結果、少なくとも **3** 人の市民が逮捕された。**2019** 年 **1** 月 **9** 日、**Ieng Cholsa** は国王を侮辱すると見なされたフェイスブック投稿を理由に **3** 年の禁固刑を言い渡された。政府は、反対派と目される者を追求するために刑事名誉毀損法を使用している。**2019** 年 **9** 月、自ら亡命した元 **CNRP** 指導者サム・ランシーは、人質及び傀儡として国王を利用したとしてフン・センを批判したときに公の名誉毀損と重罪行為の扇動を理由に起訴された。

オンライン・メディアを含む報道の自由：政府、軍及び与党は依然として新聞及び放送報道機関を所有しているか、その他の形で影響を与えている。重要性を持つ独立系ニュース発信源は少ない。**CPP** 寄りの最大手新聞 **3** 紙は、政治的動機に基づく行為又は人権問題について政府を批判していない。**2017** 年、政府は **20** 州における **32** の **FM** ラジオ周波数を閉鎖し、ラジオ・フリー・アジア（**Radio Free Asia : RFA**）、ボイス・オブ・アメリカ（**Voice of America**）及びボイス・オブ・デモクラシー（**Voice of Democracy**）の独立系ニュースを中継する放送局に影響が及んでいる。

2018 年 **9** 月の選挙のための国家選挙管理委員会（**National Election Committee : NEC**）による **2018** 年 **5** 月の行動規範は、投票所近くで有権者にインタビューしたり、政治の安定に影響を与えるか、国民に選挙への信頼を失わせる恐れのあるニュースを公表した記者に対して、**3,000** 万リエル（**7,500** ドル）以下の罰金刑を定めている。

暴力及び嫌がらせ：ジャーナリストや記者に対する脅迫及び暴力は依然として広く発生している。**2019** 年 **1** 月 **30** 日、自由のためのカンボジア・メディア協会（**Cambodia Media Association for Freedom**）記者の **Sim Chhivchhean** が、シェムリアップ州の違法漁業について報道中に殴打されて意識を失った。**2019** 年 **2** 月 **4** 日、男性約 **20** 人の集団が **Sorn**

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

Sithy を投石と殴打によって死に至らしめた。その動機は同年 10 月時点で不明だが、Sithy は BTBP TV オンラインにそれまで 1 年間勤務し社会問題を扱っていた。

2019 年 10 月現在、2017 年に反逆罪で逮捕（この容疑は政治的動機によるものと監視団は語っている）され、後にポルノ配布の罪が当局によって追加された元 RFA のジャーナリスト 2 人が、裁判所による数回の審理を経て裁判の結論を待っていた。同年 10 月 3 日、裁判所は更なる証拠収集を求めて事件を捜査当局に差し戻した。NGO と監視団は、この 2 人のジャーナリストの事件は政治的に動機に基づくものだとし、長期にわたる裁判と彼らのパスポートの没収がメディアに対する政府の脅迫の証拠であると指摘している。

検閲又は内容の制限：法律は、出版前の検閲を禁じており、正式な検閲制度は存在しない。しかし、政府はメディア検閲にその他の方法を使用し、とりわけ政府又は CPP が直接管理していないジャーナリストや報道機関に対して許可及び免許の統制権限が利用されている。民間報道機関は 1 つには政府の報復措置への恐れから、ある程度の自己検閲を行っていることを認めている。記者は新聞の編集者から政府の怒りを買うような話題について書かないように言われたと主張し、ジャーナリストに対する最近の犯罪事件の萎縮効果によって自己検閲をしているとも報告している。

名誉毀損法：政府は、文書による名誉毀損（libel）、口頭での名誉毀損（slander）、名誉毀損（defamation）及び公然の非難（denunciation）を禁じる法律を用いて、政府が神経質な問題又は政府の利益に反すると見なす問題について公の討論を制限している。2018 年 12 月、CNRP 指導者のサム・ランシーがフン・セン首相の収賄を公的に非難した後に名誉毀損で有罪判決を受け、首相に 100 万ドルの損害賠償を払うよう命じられた。ランシーは、以前の名誉毀損の嫌疑による起訴を免れるために国外に逃れた 2014 年以後、亡命生活を送っている。

国家安全保障：政府は依然として、国家安全保障上の懸念を挙げて、政府の政策及び政府職員を非難する国民の権利の制限を正当化している。

インターネットの自由

政府機関がオンライン上での通信を監視しているという信憑性の高い報告がある。

電気通信法は、私的な電気通信機器を使ったオンライン上での公開の討議及び通信を秘密裏に監視する広範な権限を政府に与えているとして、主要な市民社会及び人権活動家から大いに非難されている。同法は、政府に本人への通知又は承諾なしに個人間のすべての電話での会話、テキスト・メッセージ、電子メール、ソーシャル・メディア活動及び通信を監視する法的権限を与えている。こうしたやり取りの中で、政府が国家安全の定義に違反すると見なす意見が表明された場合、15 年以下の禁固刑が科される可能性がある。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

政府は、「国防、国家安全保障、他国との関係、経済、社会秩序、差別又は国の文化若しくは伝統を傷つける社会の混乱」を招く情報を掲載するソーシャル・メディアのページ又はウェブサイトすべてを閉鎖する権限を持っている。例えば、2018年の国政選挙の3日前に、政府は現地の電気通信会社にボイス・オブ・アメリカ・イン・クメール（Voice of America in Khmer）、RFA クメール（RFA Khmer）及びボイス・オブ・デモクラシーを含む、いくつかの独立系ニュース・ウェブサイトの遮断を命じた。

閣議評議会（Council of Ministers）の報道・緊急対応ユニット（Press and Quick Reaction Unit）の「サイバー戦争チーム（Cyber War Team）」は、報道機関やソーシャル・メディアが提供する「誤った」情報の監視及び対応に責任を負っている。首相は、政府のサイバー専門家は名誉毀損となる内容をフェイスブックに投稿したいかなる者の電話番号も4分以内に5フィートの範囲内で特定できると脅迫したことがある。

学問の自由と文化的行事

学問の自由又は文化的行事に対する正式若しくは露骨な政府の制約はないが、学者は政治の科目を教える際、政治家の怒りを買うことを恐れて慎重になる傾向がある。学界では自己検閲を行うか、自分の意見を匿名で表明する者が多い。

b. 平和的集会及び結社の自由

政府は平和的集会及び結社の自由を制約している。

平和的集会の自由

憲法は平和的集会の自由を認めているが、政府は常にこの権利を尊重しているわけではない。

2019年10月までに、150人を超える CNRP 党員が、食事をしながらの主として非公式な集まりへの参加に関連して拘束されたり、裁判所での喚問に召喚されたりした。NGO の報告によると、喚問の際に、政府は CNRP を解散及び禁止した 2017 年の最高裁判所の決定に違反したことで野党幹部を非難した。

法律は、すべての非政府団体に登録を義務付け、抗議、行進又はデモを行う場合は事前の届け出を義務付けているが、当局はこの要件を一貫して執行しているわけではない。ある規定は、ほとんどの平和的なデモについて5日前の届け出を義務付けているが、中には、私有地での緊急の集会又は所定の場所での抗議活動は12時間前の届け出を義務付け、そうした集会の参加人数を200人に制限する規定もある。法律に基づき、州政府又は地方自治体は自らの裁量でデモの許可を交付することができる。下位政府の職員、特にプノンペン

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

では、中央政府が集会を明確に許可しない限り、要請を拒否することが一般的である。政府のすべての階層で、与党に批判的な団体は許可が日常的に却下されている。

法律は事前許可の取得を義務付けていないにもかかわらず、政府は **NGO** が地元政府の許可を得ていないことを理由に、協会や **NGO** の人権関連イベント及び会合の企画を阻止しているという信憑性の高い報告がある。当局は、許可の却下の理由として、安定及び治安上の必要性を挙げている。これらの用語は法律で定義されていないため、広義に解釈されている。政府当局は、政府に敵対的であると見なされる会合及び研修プログラムを解散させるために法律を引き合いに出すことがある。いくつかの **NGO** 及び組合による苦情によれば、その活動を警察が念入りに監視し、集会中にオフィスの外に制服警察官を立たせることで参加者を脅迫している。

こうした制約にもかかわらず、報道機関はいくつかの無許可の公の抗議活動を報じたが、その大半は土地又は労働紛争に関するものである。少なくとも 1 つの事例において、地元当局は抗議者を強制的に追い払い、1 人の抗議者は警察が発砲した後に生命に関わる重傷を負った。その他の事例では、警察はデモ参加者を私有財産への侵入や有効な許可のない抗議活動を理由に逮捕して起訴した。

ある地元 **NGO** によると、2019 年 6 月までに、集会の自由の違反事件が 71 件発生していた。別の人権 **NGO** は、2018 年 4 月から 2019 年 3 月までの期間に集会の自由に関する政府の乱用事例を 99 件記録している。

2019 年 7 月 10 日、当局は政府批判者ケム・レイ（Kem Ley）の死の 3 周年に彼を追悼したことで 7 人を拘束した。当局は **NGO** が屋外で集会を開くことやケム・レイが射殺されたカルテックス（Caltex）のボコール（Bokor）ガソリンスタンドで献花を並べることを認めなかった。

結社の自由

憲法は、結社の自由を定めているが、政府は特に労働者の権利について、この権利を常に尊重しているわけではない（第 7 節 a 項を参照のこと）。法律は協会及び **NGO** はすべて政治的に中立であることを義務付けているが、これは結社の権利を制限するだけでなく、こうした団体の表現の自由も制限している。

いくつかの法律では、「平和、安定及び公共の秩序を危険にさらす」恐れのある活動、又は「国家安全保障、国家の統一、カンボジア社会の伝統と文化」を傷つける活動を禁じる規定が曖昧な文言で定められている。市民社会団体は、こうした規定が結社の権利を恣意的に制限する重大なリスクを生み出していると懸念を表明している。批評家によると、結社及び労働組合に関する法律は、透明性と行政上の予防策のいずれもが欠けた登録過程に政治の介入が入りやすい、極めて官僚的な複数段階による登録手続きを定めている。これ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

らの法律は、すべての成功した資金提供依頼、金融協定、贈与契約、銀行口座の開示を含む、活動及び財務に関する煩雑な報告義務も課している。

地元 NGO の共同体である、コーポレーション・コミッティー・フォー・カンボジア（Cooperation Committee for Cambodia）は 2018 年に、NGO は一般的に要件を遵守する方法について政府から十分な指針を示されていないと報告している。

c. 信教の自由

米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書（*International Religious Freedom Report*）」（<https://www.state.gov/religiousfreedomreport/>）を参照のこと。

d. 移動の自由

法律は、国内移動、海外渡航、海外移住及び本国帰還の自由を定めており、政府はこれらの権利を概ね尊重している。

亡命：政府に批判的な人や野党政治家の一部は海外へ亡命した。政府はその後、亡命者の帰国を阻止する措置を取ることもある。

e. 国内避難民

該当なし。

f. 難民の保護

ルフルマン（送還）：2019 年 6 月、政府はモンタニャード族 4 人をベトナムに退去させた。これは、1 人がベトナムへの帰国を要請し、他の 3 人は庇護の地位の資格がないと決定された後のことであった。

庇護へのアクセス：法律は、亡命の許可又は難民認定について規定しており、政府は難民を保護する制度を制定している。しかし、この制度はすべての難民及び亡命希望者に平等に適用されるわけではなく、透明性はない。文書なしで入国しているか査証の期限が切れて滞在している亡命希望者は、退去させられる可能性がある。

移動の自由：難民として入国が認められた者の移動の自由は、移動に必要な文書を持っていないために制約されることが多い（下記を参照のこと）。

雇用：法律は、難民が働くことと事業を運営することを認めている。しかし、難民は一般的に住民カードが提供されないため、この権利を行使することが難しい。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

基本的サービスへのアクセス：難民認定を受けた者は、住民カードが必要である。しかし、実際には、難民は代わりに難民カードを提供され、これは認知されたものではなく、難民の基本的サービスに対するアクセスは大きく制限されている。

g. 無国籍者

カンボジアには事実上無国籍である居住民が存在する。無国籍者の人数又は人口学的特性に関する最新の信頼できるデータはないが、UNHCR の報告によると、主にベトナム民族であるとのことである。政府は、無国籍者に国籍を取得する機会を与える法律又は政策を実質的に講じていない（第 6 節「子ども」を参照のこと）。無国籍となる最も一般的な理由は出身国が交付する適正な書類がないことである。2019 年 8 月 21 日、地元の報道機関は、このような者たちにカンボジアの市民権を与えるようベトナムからの要請を、政府が拒否したと報道した。

ある NGO によると、国籍を証明する書類がない者は正式な雇用、教育、婚姻登録、裁判所又は土地所有権を得ることができない。

第 3 節 政治的プロセスへの参加の自由

憲法は、国民は普遍的かつ平等な参政権に基づき、秘密投票で定期的に行われる自由かつ公正な選挙を通じて政府を選択することができると定めている。しかし、法律によって、政府は、党を解散する能力、また、個人が政党の党首の座に就くことや一般に政治活動を行うことを禁じる能力を持っている。法律は、政党が有罪判決を受けた犯罪者の音声、視覚及び書面の資料を使用することも禁じている。

2019 年 10 月現在、2017 年から 2020 年まで政治活動を禁じられている CNRP 役員 118 人の内、政治的権利の回復を申請して認められた者は 9 人しかいない。現地専門家と野党の党員は、「更生」プロセスが恣意的であり、禁止された政治家が不正行為を働いたとの虚偽のイメージが作られ、首相を自分の政治的対抗者を選ぶことができる立場に置くと訴えている。政治活動の当初の禁止は、最高裁判所による 2017 年の CNRP の解散を受けたものだが、いくつかの監視団はこの決定を政治的偏向によるものと非難し、CNRP を禁止する決定が、同党党首が「反逆罪」を犯したとの嫌疑に基づいて同党党首がいかなる起訴においても有罪判決を受ける前に行われたと指摘している。CNRP の解散と共に、同党の 5,007 人の公選役職者がその地位を追われ、与党 CPP の役職者によって置き換えられた。その結果、CPP は現在、郡レベルから州評議会、国会まで、あらゆるレベルの政府で支配的地位にある。

選挙及び政治的な参加

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

最近の選挙：直近の国政選挙は **2018 年 7 月** に実施され、**20** の政党が立候補者を出した。しかし、カンボジアの最大野党 **CNRP** は選挙から除外された。選挙を戦った **19** の野党は支持率が低く、多くは新たに結成された政党である。

独立系報道機関の減少を受け、政府が統制する報道機関が選挙前に内容と報道の大半を提供した。こうした傾向は、有権者が独立系メディアにアクセスすることが少ない農村地域で特に顕著であった。

約 **600,000** 票が無効票となったが、その前の選挙での無効票は推定約 **100,000** 票であった。監視団は、これは抗議の印であると論じた。つまり、投票するよう圧力があり、また **CNRP** が選挙に参加していないことから、どこかの政党に投票するよりも、意図的に無効票を投じることを選ぶ有権者が多かったということである。政府統計によると、有権者の **83%** にあたる **700** 万人近くが投票所に足を運んだ。与党 **CPP** は **480** 万票を獲得し、国民議会の **125** 議席すべてを占めた。政府統計は、独立的監視団が存在しないため、検証可能ではない。

大半の独立系専門家は、選挙プロセス全体に重大な不備があったと考えている。在カンボジア外国公館のほとんどは、選挙の公式なオブザーバーを務めることを辞退した。カーター・センター（**Carter Center**）や自由な選挙のためのアジアネットワーク（**Asian Network for Free Elections**）を含む、主要な非国家選挙監視団も、選挙が基本的な信頼性に欠けると判断した後に、選挙の監視を辞退することを決定した。**NEC** は、国際社会は **CNRP** が選挙に参加したときしか **NEC** を支持しないと主張し、国際社会は偏見があると非難している。名目上は独立的であるが、政府は **NEC** に閉回路テレビを設置しており、同委員会の手続きを監視することができる。信頼性の高い独立した監視団が不在であるため、選挙結果を第三者的に検証することはできない。

政党及び政治的な参加：**2019 年 7 月** 現在、政府は **44** の政党が内務省に登録されていることを確認している。**CPP** を除いて、政党は様々な合法的な差別、法律の選別的な執行、脅迫、偏見に満ちた報道を受けている。こうした要因は、**CPP** の政治権力の実質的な独占に大きく寄与している。官職の多くは **CPP** 党员であることが就任の必須条件である。**CNRP** の解散後、政府は反対意見の抑圧を続けている。ある地元 **NGO** によると、**2019 年 6 月** までに、政治活動家に対する脅迫事例が **29** 例発生していた。

女性及びマイノリティーの参加：いかなる法律も、女性又はマイノリティーの政治プロセスへの参加を制限していないが、文化的な伝統が政治及び政府における女性の役割を制約している。**CPP** は女性議員の数を増やすことを繰り返し誓約したにもかかわらず、**2018 年 7 月** の選挙で選出された女性議員の占める割合は **2013 年** の **20%** から **15%** に低下した。**2017 年** の地方選挙には、カンボジア先住民民主党（**Cambodia Indigenous People's Democracy Party**）が初めて参加した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

第4節 政府内の腐敗と及び透明性欠如

法律は、公務員の汚職に刑事罰を定めているが、政府はこの法律を事実上実施しておらず、公務員は汚職行為を行い、刑事責任が免責されることがしばしばある。

汚職：刑法は、様々な汚職行為を定義し、それぞれに刑罰を定めている。汚職防止法に基づき、国家汚職防止評議会（National Council against Corruption）及び汚職防止ユニット（AntiCorruption Unit : ACU）が設置され、汚職の苦情を受け付け、調査している。ACUは頻繁に市民社会と共同で活動することではなく、公務員の汚職防止に効果を発揮していないと見なされている。ACUはむしろ、反対派の調査に集中し、同ユニットは与党 CPP の利益のために活動していると広く認識されている。与党及び政府の幅広い高級幹部に汚職容疑がかかっているにもかかわらず、ACU が与党の上級幹部を取り調べることはない。例えば、2018 年 7 月のアルジャジーラ（al-Jazeera）の調査報告では、カンボジア国税局局長がオーストラリア会社法（Australian Corporation Act）に違反して、オーストラリアの課税を逃れていると報じているが、カンボジア当局は同氏について捜査も起訴も行っていない。公務員は、汚職容疑に対する法的な調査に応じる前に上司による審査と許可を求めなければならない。

汚職は社会及び政府全体に蔓延している。警察、検察官、裁判官、裁判長は、合法及び違法な企業のオーナーから賄賂を受け取っていることが報告されている。汚職について市民からの苦情が頻繁かつ公に申し立てられている。下級公務員の間では安い給料が「生存のための汚職」の原因となっており、刑事責任免責の風土が上級公務員の間に汚職が広まる要因となっている。

トランスペアレンシー・インターナショナル（Transparency International）の 2017 年世界腐敗バロメーター（Global Corruption Barometer）報告書は、政府部門の中で最も腐敗した部門は 4 年連続して司法機関、次いで法執行機関であるとしている。

資産公開：法律は、選出及び指名による者を含む、公僕に金融資産及びその他の資産の公開を義務付けている。ACU は資産公開を受け付ける責任を負い、違反した場合は 1 カ月以上 1 年以下の禁固刑が科される。政府高官の資産公開明細書は、汚職容疑がない限り、公には開示されず、封印されたままである。資産公開明細書は過去にただ 1 度だけ開示されたことがあるが、それは当時の国民議会副議長、ケム・ソカのものである。

第5節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

人権に関する調査に公的機関の協力が得られないという報告が多数あり、調査担当者が政府職員から脅迫される場合もある。政府は、ローン受領者に対するマイクロレンディングの悪影響についての報告を出版したことで、2 つの NGO に法的措置を取ると脅迫した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

国内外の人権団体の報告によると、地元の政府職員又は政府と関係を持つ者から受ける嫌がらせ、監視、脅迫及び威嚇が増幅している。いくつかの市民社会及び労働団体は、警察が事務所の強制捜査を行ったと報告している。

国内で活動する人権 NGO は約 25 団体で、他分野に重点的に取り組みながら人権問題を活動範囲に含めている NGO もさらに 100 団体あるが、積極的に研修プログラムを計画するか、虐待を調査する団体はごくわずかである。

国際連合又はその他の国際機関：政府は、国連代表者の訪問を概ね認めている。しかし、政府は国連代表者とのハイレベル協議を拒否し、ケム・ソカを含む野党勢力に接触することを認めないことが多い。2019 年 5 月、カンボジアの人権問題に関する国連特別報告担当官のロナ・スミスは、カンボジアで 10 日間の任務を遂行した。同氏は ACU、国民議会、NEC、カンボジア人権委員会（Cambodian Human Rights Committee : CHRC）及び NGO との会合において、汚職や報道機関、政治参加、表現の自由の制限、ケム・ソカの勾留の長さ、政党に関する法律に重大な懸念を示した。政府広報担当者は、日常的に国連代表の様々な人権問題に関する発言を公然と非難している。

政府の人権団体：政府の人権団体は、上院及び国民議会のそれぞれ別個の人権保護及び苦情受付委員会（Committee for the Protection of Human Rights and Reception of Complaints）及び内閣に直属する CHRC の 3 団体である。CHRC は、普遍的定期審査（Universal Periodic Review）など、国際的な人権審査プロセスに参加するための政府報告書を提出し、国際機関及び政府機関による報告書に対する回答を発表するが、独立した人権調査は行っていない。信頼性の高い人権 NGO は、政府の委員会の有効性は限定的であると考え、市民社会及び反対派への政府の取り締まりを正当化する表明を行う役割を担っているとして批判している。

1975 年から 1979 年までに行われた残虐行為に最大の責任を負う元クメール・ルージュ政権の幹部について、カンボジア特別法廷（Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia : ECCC）における捜査及び訴追が今も続いている。ECCC は、国内及び海外の両方の法律専門家及び職員が関与し、カンボジア国内法と政府及び国連間の協定の両方に準拠して審理する混合の裁決機関である。2019 年 6 月 28 日、国外及びカンボジアの共同調査裁判官は、Yim Tith に対する事案を進めるか否かについて、それぞれ別に矛盾する勧告を提出した。2018 年の Meas Muth と Ao An に対する事案のように、国外の調査裁判官は起訴を勧告したが、カンボジアの共同調査裁判官は同裁判所が起訴に対する管轄権を持たないと論じた。2019 年 10 月、ECCC は最終的な 3 つの事案のいずれについても、手続きを進めるかどうかを発表していない。2019 年 8 月 4 日、ヌオン・チア（Nuon Chea）が 93 歳で死亡した。虐殺、人道に反する犯罪、1949 年ジュネーブ諸条約の重大な違反の罪による 2018 年 11 月の有罪判決について裁判所が控訴を検討している間のことであった。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：強姦及びドメスティック・バイオレンスは深刻な問題である。法律は強姦と暴行を刑法上の犯罪としている。強姦は、罰則として5年以上30年以下の禁固刑が科される。刑法は配偶者の強姦について明確には言及していないが、基本的な行為は「強姦」、「致傷罪」又は「強制猥褻罪」として起訴される場合がある。刑法又はドメスティック・バイオレンス法に基づいて配偶者の強姦が告発されることは稀である。法律はドメスティック・バイオレンスを犯罪としているが、明確な刑罰を定めていない。刑法は、ドメスティック・バイオレンスについて1年以上15年以下の禁固刑を定めている。

強姦及びドメスティック・バイオレンスの報告件数は、報復への恐れ、社会的差別及び司法制度への不信のため、おそらく実際よりも少ない。司法関連職員全体に占める女性の割合は極めて低く、裁判官は14%、検察官は12%、弁護士は20%で、それがおそらく強姦及び家庭内虐待の過少報告の一因となっている。NGOの報告によると、当局はドメスティック・バイオレンス法を適正に執行しておらず、家庭内の紛争への介入を避けている。

強姦及びドメスティック・バイオレンスは殺害につながることもある。地元NGOの報告によると、2018年1月～6月に調査したドメスティック・バイオレンス39件及び強姦18件の被害者のうち、10人が殺害されている。これら57件の事件のうち、当局が逮捕した加害者はわずか23人であった。人権NGOの2017年の報告書によると、当局も国民もドメスティック・バイオレンスを刑法上の犯罪とは見なしていない。

情報省（Ministry of Information）及び女性省（Ministry of Women's Affairs）は、女性に対する暴力に関して報道する報道機関の行動規範を実施した。これは、被害者の個人を特定できる情報の公表、被害者の写真の公開、女性の死亡又は負傷の記述、裸体の描写、女性に対する侮辱的又は差別的な言葉の使用を禁じている。女性省は、女性に対する暴力への政府の対応における責任及び透明性を高めるため、政府内の報告制度も運用した。

セクシャル・ハラスメント：刑法は、セクシャル・ハラスメントを犯罪と定め、6日以上3カ月以下の禁固刑及び100,000リエル以上500,000リエル以下（24～122ドル）の罰金刑を科している。ケア・インターナショナル（CARE International）の2017年の調査によると、衣料品工場の女性労働者の3分の1近くが過去12カ月間に職場でセクシャル・ハラスメントを経験している。

人口抑制における強制：妊娠中絶の強要又は強制避妊手術に関する報告はない。

差別：憲法は、女性の平等な権利、同一労働同一賃金、婚姻における同等の地位を定めている。政府は、同法を効果的に執行していない。女性は平等な財産権、離婚手続きを開始する同等の法的地位、教育への同等の機会が概ね認められている。しかし、文化的な伝統

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

及び子育ての責任は、女性が実業界及び政界で上級職に就く上での制約となり、労働に参加することすら難しくしている（第7節 d 項を参照のこと）。

子ども

出生届：法律により、親の1人又は2人がクメール民族である子どもは国民である。母親及び父親がクメール民族でない子どもは、両親ともカンボジアで出生し、合法的に居住している場合、又はいずれか一方の親が他の法的手段によって国籍を取得している場合は、出生によって国籍を取得する。少数民族は国民と見なされている。内務省は、出生登録制度を運用しているが、国民が出生届の重要性を十分に認識しておらず、地方政府に汚職が存在しているため、すべての出生が直ちに登録されるわけではない。

出生届の未届は、公共サービスが受けられないなど、差別につながる。少数民族及び無国籍者の子どもは登録されないことが比較的多い。権利を剥奪されたコミュニティーに奉仕する NGO の報告によると、当局は出生が登録されていない子どもの書籍や教育を受ける機会、保健医療の提供を拒否することが多い。NGO は、こうした子どもは多くの場合、成人した後も就労、財産の所有、投票又は司法制度の利用ができないと述べている。

教育：教育は、9年生まで無償であるが、義務教育ではない。多くの子どもは自給自足農業、又はその他の活動に従事する家族を手伝うために学校を辞めている。就学年齢を過ぎて入学する子どもや、まったく学校に通わない子どももいる。政府は女兒の教育を受ける同等な権利を否定していないが、特に農村地域における資金的ゆとりのない世帯は男児を優先することが多い。国際団体の報告によると、都市部では初等学校を終えた女子の就学者数は大幅に減少し、農村地域では中等学校の男子の就学者数が大幅に減少している。

児童虐待：監視団によると、児童虐待は頻繁に発生し、加害者に対して法的措置が講じられることはほとんどない。ユニセフの *Violence Against Children Report* によると、カンボジアの子ども2人に1人は過激な暴力を経験している。子どもの強姦は依然として深刻な問題で、この数年間に同犯罪の報告件数が増加している。

早期結婚及び強制結婚：最低結婚年齢は男女とも18歳である。しかし、親の許可がある場合は、16歳で結婚することができる。

児童の性的搾取：15歳未満の者との性行為は違法である。政府は、子どもの人身売買被疑者を見つけ出して救出するため売春宿の強制捜査を継続しているが、子どもの性的人身売買の大半は、ビア・ガーデン、マッサージ・パーラー、美容室、カラオケ・バー、小売りスペース、及び非商業的な場所で秘密裏に行われている。警察は、売春宿で行われている子どもの性的人身売買の事案又は被害者が直接苦情申し立てを行った事案について継続的に調査を行っているが、通常、例えばオンラインでの性的搾取に関わる事案など、比較的

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

複雑な事案を追求することはない。人身売買の捜査ではおとり捜査手法は許可されておらず、子どもの性的人身売買の加害者に責任を追求する当局の能力の妨げとなっている。

カンボジアは依然として児童買春ツーリズムの目的地である。政府は法律に基づき、子どもの性的搾取に関して買春目的の旅行者と国民を共に起訴する。法律は、営利目的の子どもの性的搾取に2年以上20年以下の禁固刑を科している。法律は児童ポルノの制作及び所持も禁じている。

地元の人権団体と地元専門家は、政府が子どもの買春又は性的行為に関与した外国人居住者、及び旅行者に適切な罰則を科していないことに懸念を表明している。政府のあらゆる階層に汚職が横行していることが、児童の性的人身売買の加害者に責任を追求する法執行官の能力を著しく妨げており、政府は違法行為に加担した職員を捜査又は訴追する措置を講じていない。

児童難民：特に労働者の海外移住が続き、国内に取り残される子どもが増加していることから、児童難民は拡大傾向にある深刻な問題である。政府がプノンペンの1カ所の社会復帰センターで路上生活児童に提供しているサービスは、限定的で不十分である。地元NGOの推定によると、プノンペンでは家族との関係がなく、路上で生活する児童難民数が1,200～1,500人に上り、路上で働き、夜間は家族の元へ戻る子どもは15,000～20,000人に達している。

施設に収容された児童：NGO及びその他の監視団は、多くの民間児童養護施設は管理に不備があり、外国人から寄付を募るために偽りの孤児を収容していると見ている。ユニセフとコロンビア大学（Columbia University）が実施した調査によると、住居型養護施設又は児童養護施設に収容されている子どもは36,000～49,000人である。そうした子どもの約80%は少なくとも片親が生存している。調査では、住居型養護施設が子どもの発達の違いや健康状態の悪化につながる結果となり、将来的に搾取のリスクが高まることも分かった。国が支援又は実施する、児童養護施設その他の子どもへの安全な代替策を提供する児童保護プログラムはない。

国際的な子の奪取：カンボジアは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する1980年ハーグ条約の締約国ではない。米国国務省の「国際的な子の奪取に関する年次報告書（Annual Report on International Parental Child Abduction）」

（<https://travel.state.gov/content/travel/en/International-Parental-Child-Abduction/providers/legal-reports-and-data/reported-cases.html>）を参照のこと。

反ユダヤ政策

プノンペンに外国人ユダヤ教徒の小規模なコミュニティがある。反ユダヤ的行為の報告はない。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

人身売買

米国国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」

(<https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/>) を参照のこと。

障害者

法律は、身体障害や知的障害を持つ者に対する差別、監護放棄、搾取又は遺棄を禁じているが、法律は有効に執行されていない。法律は交通機関の利用について定めていない。社会問題・退役軍人・青少年更生省は障害者の権利の保護に全面的に責任を負っているが、法律は保健省、教育省、公共事業・運輸省及び国防省を含む、他の省庁に具体的な任務を振り分けている。

障害者は、特に技能職への就労で深刻な社会的差別を受けている。

軽度の身体障害を持つ子どもは普通学校に通学している。教育省の報告によると、2015年～2016年度に初等学校に通う障害を持つ児童は約 19,000 人であった。同省は教師を対象に、障害を持つ生徒を障害のない生徒のクラスに溶け込ませる方法について研修を行っている。より重度の障害を持つ子どもは、プノンペンの NGO が支援する別の学校に通学している。プノンペン以外では、重度の障害を持つ子どもに対する教育は提供されていない。

障害者の投票する権利又は市民活動に参加する権利に関する法律上の制限はないが、政府は障害者の市民活動を支援する協調的な取り組みを行っていない。

国籍／人種／少数民族

専門家は、国内の中国国籍者の増加に対して否定的姿勢が増加していることを確認しており、その一因は、特にシアヌークビル (Sihanoukville) において中国人と犯罪活動との関連が感じられていることにある。クメール語新聞は、暴力団の暴行、偽造、ポルノ、飲酒運転、及び違法薬物所持など、中国系住民や事業主による犯罪の記事を数多く報じている。2019 年内に政府は、国内の中国市民が引き起こす犯罪と闘うために、中国との間でいくつもの法執行協力覚書に調印した。

性的指向や性同一性を理由とする暴力行為、差別、その他の虐待

法律は、合意に基づく同性間の性行為を刑法上の犯罪としておらず、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー及びインターセックス (LGBTI) に対する公式な差別はないが、特に農村地域では社会的な差別が根強く残っている。

一般的に LGBTI の人は差別及び排除のために雇用機会が限られている。LGBTI の人は、エンターテインメント及び性産業部門での仕事について虐待やいじめを受けることがある。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

地元の LGBTI の権利団体の報告によると、家族によるドメスティック・バイオレンスを含む、LGBTI の人に対する暴行又は虐待事件が発生している。社会的偏見又は脅しが事件の報告を妨げる要因となっている可能性がある。

第 7 節 労働者の権利

a. 結社の自由及び団体交渉権

法律は、民間部門の労働者が自らの選択に基づいて労働組合を結成し、加入する権利、団体交渉を行う権利、及びストライキを行う権利を大きく規定している。それにもかかわらず、法律は組織化の権利に大きな制限を課し、ストライキの権利を制限し、集会の権利を抑制し、組合内部の問題への政府の介入を容易にし、特定区分の労働者を組合加入から除外し、第三者による労働組合の解散要求を認め、不公平な労働慣行について雇用主には軽微な罰則しか科していない。

煩雑な登録要件は、組合結成の事前承認に相当する。組合登録要件には、労働・職業訓練省（Ministry of Labor and Vocational Training）への役員とその近親者の一覧を含む定款の提出と、銀行口座情報の提供が含まれる。法律は、未登録の組合の運営を禁じている。公務員、教師、国営企業に雇用されている労働者、銀行、医療及び非正式な分野の就労者は「協会」の結成のみが認められており、「労働組合」を結成することはできず、労働組合ほどの労働者の保護が得られない。法律は、犯罪で有罪判決を受けたことがある労働者が組合のリーダー、幹部、事務職に就くことを禁止しており、非識字者の労働者と 18 歳未満の者が組合のリーダーに就くことを制限している。

報告によると、雇用主の中には組合を正式に承認する通知書への署名、又は組合に加入している短期契約社員の契約更新を拒否する者もいる。（正規製造業部門の労働者の約 80% は短期契約社員である。）雇用主及び地元政府職員は、組合の登録に必要な事務手続きを拒否することが多い。労働活動家の報告によると、組合は法律上、銀行口座情報を提出するまで登録することができないが、多くの銀行は未登録の組合の口座開設を拒否している。報告によると、州レベルの労働当局は、30 日間の申請サイクルの後半になって追加資料や些細な誤りを理由に再提出を求め、登録申請を無期限に停止しているが、事例証拠はこうした慣行が、特に衣料品及び履物部門の組合で減少していることを示している。

労働者は結社の自由の権利を行使しようとする際の様々な障害を報告している。政府は独立した労働幹部に対し、法律上の偽りの容疑を使うなどの嫌がらせを行っていることが報告されている。野党と関係を持つ組合又は独立系組合の著名な労働幹部数人は起訴されているか、裁判所の監視下にある。2019 年 5 月 28 日に、控訴裁判所（Appeals Court）は、2014 年の暴力的な賃金抗議活動に関与した嫌疑で刑事起訴されていた著名な組合幹部 6 人に無罪を宣告した。しかし、2019 年 7 月に、同裁判所は、2016 年の抗議活動に関係した

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

暴力について、カンボジア・アパレル労働者民主組合連盟（**Coalition of Cambodian Apparel Workers Democratic Union**）の新たに選出された委員長に有罪判決を下した。

その他の形態の嫌がらせの報告も続いている。いくつかの **NGO** 及び組合による苦情によれば、**2019** 年前半にわたって、その活動を警察が監視し、集会中にオフィスの外に制服警察官を立たせることで参加者を脅迫した（第 2 節 b 項を参照のこと）。

国際労働機関（**ILO**）は、雇用主による独立系組合員への介入及び解雇、及び雇用主が支援する組合の結成による、反組合的な差別の報告に注目している。法律は組合幹部の保護を定めているが、多くの工場は組合が正式に登録される前に選出された組合幹部を首尾よく解雇している。

法律の規定では、労働者がストライキを行うことができるのは、組合の登録、他の方法による紛争解決（調停、仲介、仲裁など）の失敗、紛争発生から **60** 日間の待機期間の経過、組合員の絶対多数による秘密投票、雇用主及び労働・職業訓練省への **7** 日前の事前通告を含む、いくつかの要件を満たした場合のみに限られる。ストライキ参加者は、入り口や道路を封鎖した場合、又は地元当局が公共の秩序に有害であると解釈した行為を行った場合、刑事起訴されることがある。裁判所はストライキの禁止命令を出し、雇用主との再交渉を義務付けることができる。

労働者がストライキを計画又は参加した後、偽りの理由によって解雇されたという信憑性の高い報告がある。ベター・ファクトリー・カンボジア（**Better Factories Cambodia : BFC**）によれば、組合は大半のストライキを上述した要件のすべてを満たすことなく開始しているため、形式的には違法になっている。しかし、違法なストライキに参加すること自体は法的に認められた解雇の理由とはならない。雇用主が活動的な組合員の短期契約の更新を行わない事例もあれば、組合員又はストライキ参加者に報酬を受け取って退職するよう圧力をかける場合もある。政府が支援するこうした解雇の救済策は全般的に効果を発揮していない。

労働・職業訓練省のストライキ・デモ解決委員会（**Strike Demonstration Resolution Committee**）の報告によると、**2019** 年前半に **16,585** 人の労働者が **26** 件のストライキやデモを行った。これに対して、**2018** 年の同時期のストライキ件数は **28** 件、参加人数は **4,617** 人だった。報告書には、同委員会が **26** 件中 **16** 件を解決したが、残りの **10** 件は仲裁評議会（**Arbitration Council**）に回されたと書かれている。

2019 年中、政府は労働者の集会の権利を制限した。**2019** 年 **1** 月 **2** 日、警察は、団体と組合のグループが **2014** 年のストライキでの政府の暴力的取り締まりの周年日を告知した公の掲示を取り外した。プノンペン市当局は当初、**2019** 年 **3** 月 **8** 日の女性デーをナショナル・スタジアム（**National Stadium**）で祝うことについての **12** の団体と組合による要請を拒否

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

したが、政府は最終的に、これらのグループがスタジアム内で式典を開くことを認めた。ただし、彼らがエリアを離れることを防ぐために多数の対暴動警察を配備した。

労働紛争の解決は、主に政府職員が紛争を「集団」ではなく「個人」の紛争と分類する能力が原因で、一貫性に欠けている。仲裁評議会は、集団紛争のみを審理する。組合は、「少数派」組合が集団紛争において、労働者を代理する能力の点で前進があったことを報告した。仲裁評議会は、**2019**年最初の**7**カ月に**68**件の事案を受領したと述べた。少数派組合が紛争で労働者を代理する能力を反映して、前年同時期の**28**件と比べて増加している。

労働争議専門の裁判所はない。「個人的」と指定された労働紛争は訴訟に持ち込むことができるが、司法制度は公平性と透明性に欠けている。

法律は、労働組合に対して、かなりの詳細な報告の責任と制限を課している。組合代表者は、多数の地方支部が要件を満たすことができないことを懸念している。

b. 強制労働の禁止

法律は、あらゆる形態の強制労働を禁じている。

政府は、同法を効果的に執行していない。当局は、漁業、農業、建設及び家事労働の非公式部門の労働条件と給与を検証することは難しいと報告している。強制労働に対しては禁固刑と罰金刑を含む厳罰が科されるが、これらの罰則は違反を抑止するには不十分であった。政府は、強制労働の問題に注目させようと力を尽くしているが、こうした努力がどの程度の効果を上げているかは不明である。さらに、雇用主（特に煉瓦製造業事業者）が強制労働や奴隷労働を禁じる法律に違反している証拠や、一部の地方政府当局がそのような虐待に目を閉じている証拠もある。煉瓦工場労働者の多数は、工場がファンドのメンバーとして登録されていないため、国家社会保障基金（National Social Security Fund）が提供する無料の医療を利用することができない。

第三者への債務が依然として強制労働を蔓延させる重要な問題である。人権団体のカンボジア人権促進保護連盟（Cambodian League for the Promotion and Defense of Human Rights : LICADHO）による**2019**年**8**月の報告書によると、**200**万人のカンボジア人がマイクロファイナンスの貸し手からローンを受け、債務水準は近年「急増」しており、児童労働や奴隷労働につながっている。**2017**年の調査によると、プノンペンの**1,010**人の建設作業員のうち、**48%**が借金を抱えていた。債務者の**75%**はマイクロファイナンス貸付機関又は銀行から融資を受け、**25%**は家族から借金をしている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

大半の建設会社と煉瓦工場は非公式に登録なしで運営され、そのような部門の労働者の福利厚生はほとんどない。彼らには最低賃金を受け取る権利がなく、保険がなく、少ない休暇日数で週末や休日に働いている。

強制労働は通常、時間外労働に関係し、依然として輸出向け製品を製造する工場の問題となっている。組合と労働者は、残業を拒否した労働者を工場長が解雇した事例がいくつかあると報告している。

子どもも強制労働の対象となる恐れがある（第7節c項を参照のこと）。

米国国務省の「人身売買に関する報告書（*Trafficking in Persons Report*）」
(<https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/>) も参照のこと。

c. 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

法律は、大半の就労の最低年齢を 15 歳、危険業務の就労最低年齢を 18 歳と定めている。法律は、12～15 歳の児童が健康に危害を及ぼさず、学校への通学に影響を与えない「軽作業」に従事することを認めている。施行規則は、「重労働」と見なされる活動をすべて挙げている。重労働には農業、煉瓦製造、漁業、タバコ、キャッサバ生産などが含まれる。法律は、大半の作業に関して 12～15 歳の児童の労働時間を通学日は 4 時間以下、通学日以外の日は 7 時間以下に制限し、午後 8 時から午前 6 時までの就労を禁止している。

2018 年 5 月、労働・職業訓練省は家事労働の明確な定義を定めた規制を発行し、家事労働の最低年齢を 18 歳に定めた。しかし、この規制は親類が雇用する家事労働に対する権利を規定していない。規制は最低年齢による保護の対象に家事労働者も含めているが、労働法は公式な雇用に該当しない子どもには適用されず、その他の形態の非公式雇用に従事している子どもは既存の最低賃金法で保護されていない。

法律は、カンボジアの児童労働規定違反で有罪判決を受けた者に現行の基本日給の最大 60 倍に相当する額の罰金を定めているが、これは違反を抑止するためには十分でなく、この制裁が科されることは稀である。

労働・職業訓練省の児童労働局（*Department of Child Labor*）には、法律を効果的に執行するための検査官が十分な人数雇用されていない。児童労働検査官は、ほとんどの児童労働者が従事している農村地域ではなく、プノンペンと各州における正規部門の輸出品生産工場に集中している。さらに、児童労働対抗国家委員会（*National Committee on Countering Child Labor*）は、検査当局が検査官の残業手当を支払う資金がないため、労働検査官は勤務時間後に病院や夜間遊興施設で検査を実施していないと報告した。政府が 2018 年に児童労働基準違反で罰則を科した企業は 10 社であるが、これは国内の児童労働報告件数を大きく下回っている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

研修が不十分であることも、特に農村地域や高リスク部門でこうした規則を執行する現地当局の能力を制限している。

子どもは、農業、煉瓦製造及び性産業を含む、最悪の形態の児童労働の危険性が高い（第6節「子ども」を参照のこと）。2019年3月9日、9歳の女兒がカンダール州 **Ksach Kandal** の煉瓦製造窯にある煉瓦成形機で腕を失った。煉瓦製造窯の所有者に対して刑事措置は取られなかった。基本的な教育を受けられず、義務教育がないことが、子どもが搾取されやすい状況を招く要因となっている。報告によると、一部の富裕層の世帯は人道主義者を装って家事労働者として子どもを雇い、虐待や搾取を行っていると言われるため、貧困家庭の子どもは高いリスクにさらされている。子どもはまた、物乞いも強制される。

輸出部門の衣料品工場での児童労働はここ数年、大幅に減少した。一部の専門家は、減少の理由を **BFC** が強制的な矯正プログラムによって圧力をかけたためとしている。**BFC** が2015年以降に約550工場で特定した児童労働者は年間20人を下回っている。**BFC** は2017年5月1日から2018年6月30日までの入手可能な最新の報告書の中で、輸出衣料工場で見つかった15歳未満の児童労働が10件に過ぎないことを明らかにしている。しかし **BFC** などは、輸出向け履物及び旅行用品を製造する工場で、これらのセクターが **BFC** の監視義務の範囲に入らないため児童労働及びその他の虐待が蔓延していると懸念を表明した。

米国労働省の「最悪の形態の児童労働に関する所見 (*Findings on the Worst Forms of Child Labor*)」 (<https://www.dol.gov/agencies/ilab/resources/reports/child-labor/findings>) も参照のこと。

d. 雇用又は職業に関する差別

法律は、人種、肌の色、性別、障害、宗教、政治的信条、出生、社会的出自、**HIV** 陽性状態、又は組合加盟による差別を禁じている。法律は、性的指向又は性同一性、年齢、言語若しくは伝染性疾患を理由とする雇用の差別を明示的には禁じていない。憲法は、男女いずれにも同一労働同一賃金を規定している。

政府は全般的にこれらの法律を執行していない。雇用における差別に対する罰則は罰金刑、民事賠償及び国家賠償である。刑罰は違反を抑制するには不十分である。

女性への嫌がらせは幅広く発生している。2018年3月の **BFC** の報告によると、調査対象となった労働者の38%以上が工場での行為により、「しばしば」又は「時々」不快感を抱いており、40%は工場にセクシャル・ハラスメントを報告する明確かつ公正な制度がないと考えている。

e. 受入れ可能な労働条件

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

労働・職業訓練省が労働法の執行に責任を負っているが、政府は同法を効果的に執行していない。罰金が査定されることはほとんどなく、問題解決には不十分である。政府が輸出向け衣料品業界以外で、労働時間規則を執行することはほとんどない。職員に対する訓練が不十分であること、必要な機器の不足及び汚職のため、政府は対象を選別して基準を執行している。同省職員は労働時間について徹底した検査を実施できないことを認めており、関係検査の輸出向け衣料品工場での実施を **BFC** に頼っていると語っている。

しかし、労働・職業訓練省は **2019** 年内に **600** 人を超える労働検査官の研修と試験を実施し、各検査官は職を維持するためには試験に合格する必要があると述べた。

就労時の傷害及び健康問題は広く発生している。**2019** 年 **6** 月 **23** 日、シアヌークビルで中国人が設計し所有していた施設が崩壊し、**26** 人の現地労働者が死亡し、他に **26** 人が負傷した。これらの被害者とその家族は、建設会社が登録されていなかったため、国家社会保障基金（**NSSF**）から全額の賠償を受けることはできなかった。

政府による建設現場の検査は不十分であった。建設産業向けの労働安全衛生法の罰則は、違反を抑止する上で不十分である。

最低賃金は、衣料品及び履物部門のみを対象としている。最低賃金は、公式な貧困層所得水準推計値を上回っている。

法律により、労働者の健康維持のために十分な職場の健康及び安全基準を設定しなければならない。労働検査官は、違反の重大性と期間及び影響を受けた労働者の人数に基づき、複雑な公式に従って罰金を査定する。労働省の検査官は、警察から協力を得ることなく、現場でこうした罰金を査定する権限が認められているが、安全性に欠ける非健康的な状況に苦情を呈する労働者を保護する明確な規定はない。検査官の数は、法律を効果的に執行するためには不十分である。**2019** 年 **6** 月、政府は州政府が児童労働及び奴隷労働に関して煉瓦製造窯を検査することを命じ、**2019** 年末までに煉瓦製造窯での児童労働を排除するキャンペーンを開始した。

大量卒倒事故は依然として問題となっている。**NSSF** の記述によれば、**5** つの工場の **417** 人の労働者が **2019** 年前半 **6** カ月間に卒倒したと報告されており、**2018** 年同時期の **1,350** 人と比べて減少した。監視団は、過剰な残業、健康不良、睡眠不足、不十分な換気、栄養不足、近隣の稻田の殺虫剤、生産工程で排出される有害なガスがすべて、依然として大量卒倒の原因となっていると報告している。

衣料品輸出部門では、主に不適切な会社の方針、手続き、監督の役割と責任の定義が曖昧なため、安全衛生基準の遵守は依然として困難である。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

NSSF の報告では、2019 年前半に 24 人の労働者が通勤中の交通事故で死亡した。これは、2018 年同時期の 8 人から増加している。他に 920 人が事故で負傷しており、これは 2018 年の同時期の 62 人から増加している。労働者の交通上の危険性は、衣料品業界の利害関係者にとって大きな懸念事項である。2019 年 4 月 4 日、乗っていたトラックが別のトラックと衝突した事故で 5 人の労働者が腕を失った。

労働者と労働団体は、短期契約（現地では定期契約と呼ばれる）を利用することで、特に生産性の伸びが比較的横ばいである衣料品部門において、企業は特定の賃金及び法律要件を回避することが可能になっていると懸念を示している。定期契約により、雇用主は契約更新を拒否するだけで、労働組合のまとめ役や妊娠した女性を比較的自由に解雇することができる。法律はそのような契約を最長 2 年に制限しているが、その後の指令では雇用主がこの期間を 4 年まで延長することが認められている。仲裁評議会及び ILO はこの法解釈に異議を唱えており、24 カ月が経過した後、従業員に対して永続的な「無期限契約」を提示しなければならないと述べている。（第 7 節 a 項も参照のこと。）

法律は、1 週間の合法的標準労働時間を 48 時間とし、1 日の労働時間は 8 時間を超えないものとするとして規定している。法律は、夜間業務の賃金を日中業務の賃金の 130%、残業手当を 150% とし、夜間、日曜日又は祝祭日の残業手当を 200% とすると規定している。従業員は 1 日当たり最大 2 時間まで残業を行うことができる。法律は過剰な残業を禁じており、残業はすべて任意でなければならないとし、年次有給休暇を定めている。海上及び航空輸送部門の労働者は社会保障及び年金の給付資格がなく、法律に規定する労働時間の制限の対象外となっている。

労働者は、残業が基準を超えることはしばしばあり、残業を強制されるときもあると報告している。法律により 1 日の労働時間は残業を含めて 10 時間に制限されているが、雇用主は 12 時間の労働を強要すると苦情を述べる労働者が多い。残業を拒否した場合、労働者は解雇、罰金又は特別手当の不払いに直面することが多い。